

## 吉野川の明治の水防

吉野川は洪水常襲の川であり、それゆえに近代水防への取り組みも早く、明治 15 年(1882)10 月に東・西覚円村連合村が「堤防防禦水防組規則」を定め、組織的な水防組を設置しました。このような取り組みは、藩政期における観農普請(築堤、護岸、用水工事等 勸農堤)の組合村々による維持管理の伝統を引き継ぐものと考えられます。規則制定後まもない明治 17 年(1884)6 月 28 日に、同地区を洪水が襲いましたが、そのときの水防活動の状況を西覚円外一村の戸長天野雅太郎は、「堤防八其高壘丈壘尺余ニシテ、吉野川水嵩式丈五尺余ナリ、故ニ堤上総テ水越トナリ其勢力襲溢シテ、將ニ破堤ニ及ハントズノ景勢タルニヨリ村民之レ身ヲ容ルルノ地ナリ、眼前溺死ニ迫ラントスルニ当リ空シク流没ヲ俟ツニ忍ヒサルヲ以、住民一般処死トナツテ防禦ニ尽力加フルニ幸ヒ自明ニ向イシヨリ漸ク防キ保チ兼タリ」と名西郡長宛て報告しています。自分たちの生命・財産を命がけで守るという水防の本懐が記されています。

また、明治 42 年(1909)の北原外三村(上助任村北原地区、別宮浦村、鈴江村、金岡新田村)水害予防組合規則(総則、組合会ノ組織及選挙、組合吏員ノ組織及選任、組合費夫役現品ノ賦課の 4 章 32 條から成る)第 2 條に「本組合は水害防禦ノタメ吉野川小派榎瀬江湖川筋ノ堤防ヲ修築保存スルヲ目的トス」と目的を定めています。また、第 31 條では、「本組合ハ其必要ニヨリ、夫役現品ヲ組合員ノ全部又ハ一部ニ賦課スルコトヲ得」と定め、洪水時の臨時費用にあてることを想定した規定が設けられています。通常の組合費は、反別割、家屋割によって、賄われ、田畑・宅地は 1 反につき 40 銭、家屋は 1 坪につき 3 銭 3 厘を負担しました。明治 44 年(1911)の組合費は反別割 174 円 31 銭、家屋割 56 円 10 銭の計 230 円 41 銭であり、ほかに県費補助を得て堤防修繕などを行っています。

このように沿川住民は夫役・金銭を負担し、命がけで堤防を守り水防活動を行ってきたのです。

< 出典：四国のいのち 吉野川事典 >